

## 改正消費税

Q：いよいよ10月より消費税が改正されますが、主な実務対応を教えてください。

A：まずは複数税率のシステム対応が急務。

## 1. レジ・POSシステム等の対応

(1)販売系システム対応。特に小売業・飲食店業等は、複数税率の販売があり、その対応が必要になります。又、値札の貼り換え、軽減税率対応の表示なども必要となります。(2)請求書発行システム対応。複数税率対応が不要な業種でも、消費税率引上げ前後の税率切替えの対応が必要となります。(3)会計システム対応。すべての業種で複数税率への会計システムの対応が必要となります。(4)補助金制度の活用。9月末までに軽減税率対応のレジ、受発注システム等を導入等した場合、次の補助金制度があります。

## ・レジ導入補助金

対象者	軽減税率対象商品の販売を行っている中小企業者等
補助率	原則3/4(3万円未満のレジ購入の場合4/5)
補助上限	レジ1台当り20万円、券売機1台当り20万円 商品マスタ設定等が必要な場合、プラス20万円で上限40万円
完了期限	令和元年9月30日まで

## ・受発注システム改修等補助金

対象者	軽減税率制度対応のため受発注システム等の改修等を行う中小企業者等
補助率	原則3/4
補助上限	受注システム 小売業 1000万円、卸売業 150万円 請求書管理システム 1500万円
完了期限	令和元年9月30日まで

詳細は軽減税率対策補助金事務局ホームページ参照。

2. 顧客対応：自社商品が、商品ごとに税率が異なる事について、顧客に説明できるよう従業員教育が必要となります。又、システム変更等に伴う研修等の実施も行いましょう。

3. 資金繰り対応：販売商品が軽減税率の場合、仕入全てが軽減税率になるとは限りません。一時的に収入が減少し、資金繰りが厳しくなる可能性があります。最終的には納税額の減少により影響はなくなりますが、経過期間の資金繰りに留意が必要となるでしょう。

4. 仕入先等の選別：令和5年10月のインボイス方式導入により、「適格請求書発行事業者」からの仕入しか仕入税額控除の対象となりません。そのため免税事業者等からの仕入については仕入税額控除ができなくなります。

令和1年10月  
税理士法人石井会計